

# 広報ちくご・筑後市公式 Youtube チャンネル「ちくご恋するチャンネル」運用方針

(Youtube について)

第 1 条 Youtube (ユーチューブ) とは、Google 社が運営する、動画投稿サービスで、動画を投稿すると一般公開され、その内容をパソコンや携帯電話・スマートフォンなどの情報端末から自由に閲覧でき、動画についてコメントができるようになっている。また、チャンネルとはそのユーザーが投稿した全ての動画を表示できる公開プロフィールのようなもの。

(目的)

第 2 条 Youtube を利用し、市の情報を映像媒体として発信するために、その運用に関するルールをこの運用方針で定める。

(適用範囲)

第 3 条 この運用方針は、広報ちくご・筑後市公式 Youtube チャンネル「ちくご恋するチャンネル」(以下「本チャンネル」) を運用する全ての者に適用する。

(管理)

第 4 条 本チャンネルは本市公式のものを一つ設置し、その管理は総務広報課が行う。

(使用端末)

第 5 条 本チャンネルは、原則として職場のパソコンと公用端末でログインすることとする。

(投稿)

第 6 条 投稿者は、総務広報課職員とする。

- 2 投稿する内容は、原則として筑後市の PR になるもの及び事業内容について伝えるもので、新規に撮影したもの、「広報ちくご」の取材として撮影したもの、または市民から応募されたものとする。
- 3 各投稿は原則として筑後市公式ホームページからリンクを張ることとする。

(乗っ取り・成りすましへの対応)

第 7 条 アカウントが乗っ取られた場合や成りすましを発見した場合は、速やかに Youtube サポートに連絡し対応を要請するとともに、市公式ホームページでアカウントを明記したうえで注意を促すものとする。

(遵守事項)

第 8 条 この運用方針のほか、筑後市ソーシャルメディア等の利用に関するガイドライン、広報ちくご・筑後市公式 Youtube チャンネル「ちくごチャンネル」利用規約、Youtube コミュニティガイドライン、関連法令、関連条例を遵守すること。

（停止または削除）

第 9 条 本チャンネルの運用が困難と判断される場合には、市公式ホームページに明記したうえで速やかに停止、またはアカウントを削除するものとする。

（その他）

第 10 条 投稿内容に関しては、総務広報課がその責を負うものとする。

2 この運用方針に定めがない事項については、総務広報課が適切な判断を行うものとする。

平成 26 年 11 月 1 日 策定

令和 4 年 4 月 1 日 改定